

本資料は研究会に  
おける検討資料です。

資料 2

## 給付金の算定方式設定の基本的考え方

既存免許人は電波使用の継続を期待（有効期間（5年間）の存在）

短期間での再配分を実施した場合の給付金制度の導入

給付の対象となる損失の定型化

過去の設備投資に対する補償

再配分により新たに発生する損失に対する補償

損失となる資産価値の算定方法の整理

損失の内容・金額の算定方法の整理

資産の範囲

算定対象となる資産の残存価値（耐用年数）

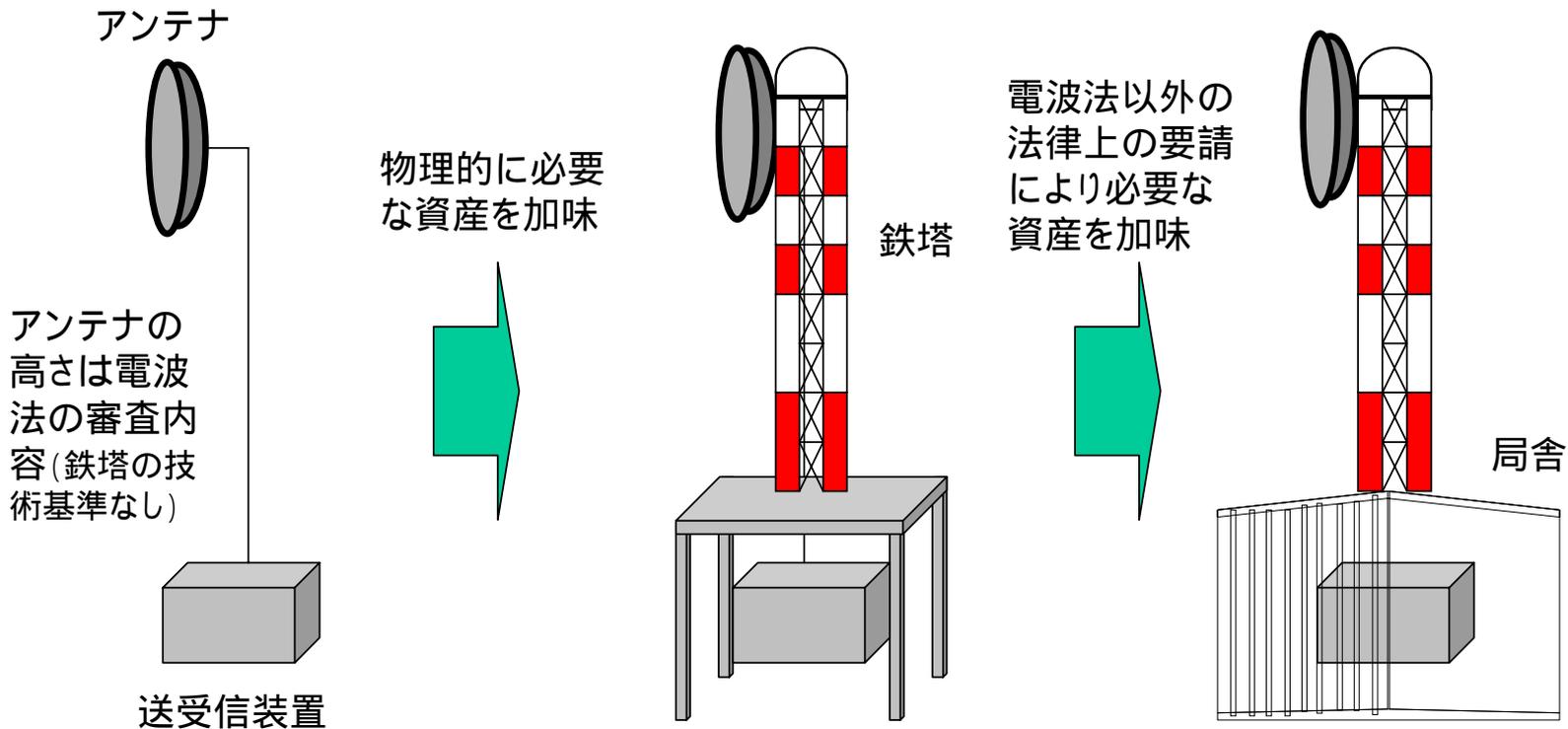
本資料参照

撤去費用の取り扱い 本資料参照

新規設備の前倒し取得に伴う金融費用の取り扱い

資料3参照

無線局の運用を維持するために必要不可欠な施設とは？



国として補償する場合は一切の法令上の要請を加味する必要があるのではないか。

本資料は研究会に  
おける検討資料です。

## 建物に関する電気通信事業法上の基準

### 事業用電気通信設備規則(抜粋)

(事業用電気通信回線設備を設置する建築物等)

第十五条 事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する建築物及びコンテナ等は、次の各号に適合するものでなければならない。ただし、第一号にあつては、やむを得ず同号に規定する被害を受けやすい環境に設置されたものであつて、防水壁又は防火壁の設置その他の必要な防護措置が講じられているものは、この限りでない。

- 一 風水害その他の自然災害及び火災の被害を容易に受けない環境に設置されたものであること。
- 二 当該事業用電気通信回線設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものであること。
- 三 当該事業用電気通信回線設備が安定に動作する温度および湿度を維持することができること。
- 四 当該事業用電気通信回線設備を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信回線設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられていること。

本資料は研究会に  
おける検討資料です。

## 算定対象となる資産の残存価値について

### 原則として法定耐用年数を適用

若干の最低限の修正  
設備毎に最も多く使用されている耐用年数を使用

耐用年数の長いもの(鉄塔・局舎)は当該年数を使用できなければ残存価値全てを補償対象とすべきか。

将来の再配分を踏まえ受忍すべき範囲があるのではないか(受忍限度の問題)

A案

算定方法の考え方

B案

#### 耐用年数の修正

耐用年数が10年を超えるもの(鉄塔・局舎)については一律10年

#### 算定方法

撤去時の残存価値  
(修正した耐用年数で計算した残存価値)

#### 耐用年数の修正なし

法定耐用年数を使用

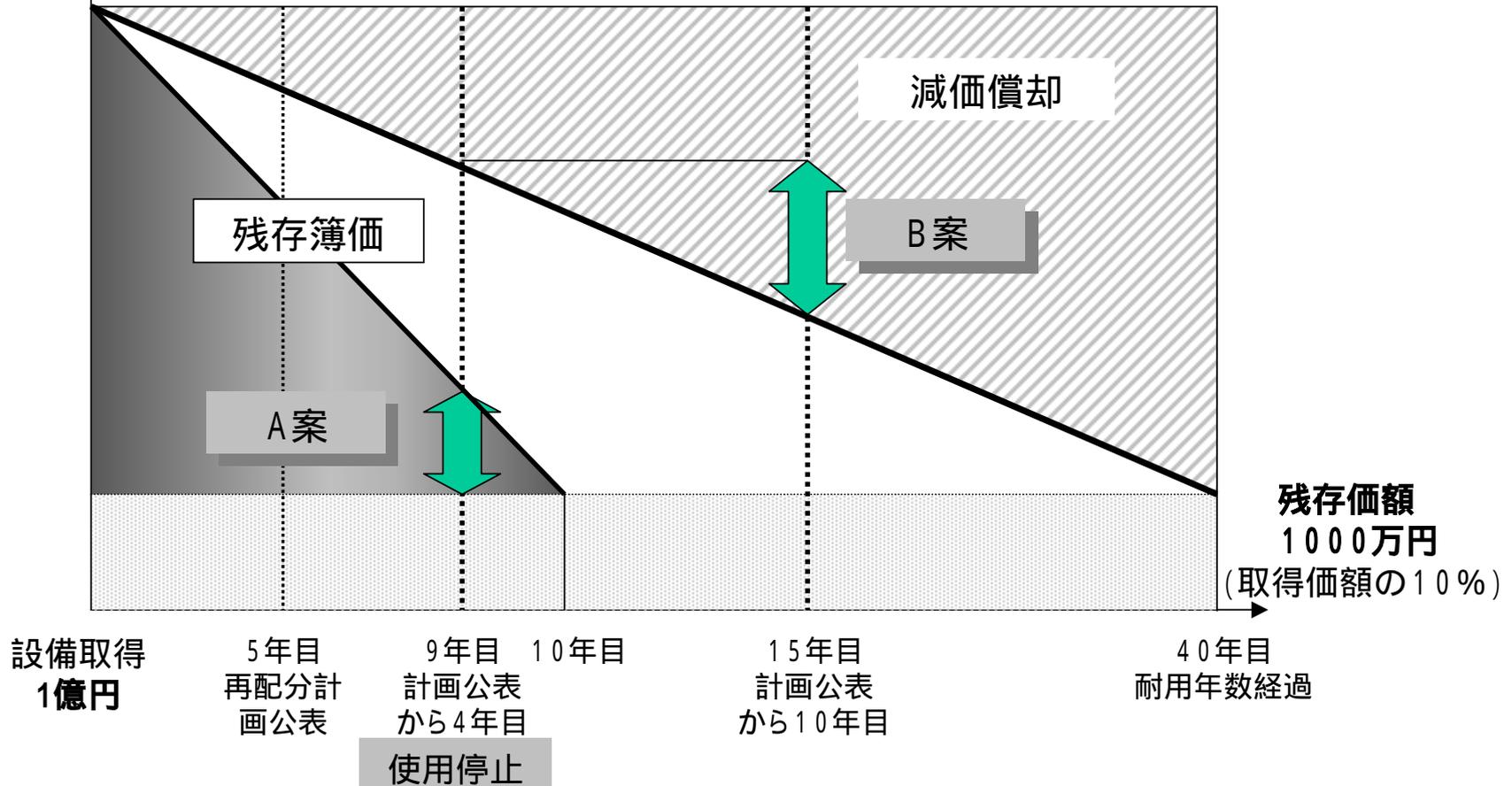
#### 算定方法

再配分計画公表から10年後の残存価値と撤去時の残存価値との差額

受忍限度としてひとまず10年とした。

本資料は研究会に  
おける検討資料です。

## A案とB案の比較イメージ



A案 900万円(9年目の残存価値)

B案 6975万円(9年目の残存価値) - 5625万円(15年目残存価値) = 1350万円

残存価額(取得価額の10%)の扱いについては次ページ参照

